

平成30年度第2回 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会 会議録

(開催日時) 平成30年9月11日(火) 10:00～11:40

(開催場所) 岩手県民会館 第1会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について(諮問)

(2) ツキノワグマの狩猟期間の延長等について(報告)

(3) その他

4 その他

5 閉会

(出席委員)

青井俊樹委員、東淳樹委員、菅野範正委員、渋谷晃太郎委員、鈴木まほろ委員、鷹嘴紅子委員、
中村正委員、水木高志委員

(欠席委員)

伊藤英之委員、松坂育子委員

3 議事

(1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について(諮問)

青井部会長

それでは、議事に入ります。

委員の皆様におかれましては、議事進行への御協力をよろしくお願ひいたします。

はじめに、本日の議事(1)の鳥獣保護区特別保護地区の指定につきましては、知事より諮問されており、審議の後に採決を行います。よろしくお願ひいたします。

諮問事項である議事(1)「鳥獣保護区特別保護地区の指定について」は2カ所ありますので、1つずつ採決をとりたいと思います。

それでは、1つ目の「盛岡市小貝沢鳥獣保護区特別保護地区について」事務局から説明をお願いします。

事務局

【資料1-1により説明】

青井部会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、御質問、御意見等がありましたならばお願いします。

菅野委員

鳥獣保護区内に特別保護地区がありますが、境界を示す制札は何本立っていますか。

事務局

本数は確認していませんが、必要に応じて制札本数は毎年変更しています。足りない部分は振興局から要望があれば配布していますので、必要な分は配置されているという認識です。

菅野委員

必要な部分は全部入っているということですね。指定管理鳥獣の捕獲事業の場合は鳥獣保護区の中まで捕獲していいことになっている。ただし特別保護地区については、いかなる場合でも捕獲はできないこととなっているので、事業の従事者が間違えて特別保護地区に入らないような手立てをよろしく願いしたいと思います。

事務局

情報等がありましたらいただければと思いますし、こちらも把握しながら制札を設置したいと思いますのでよろしくお願いします。

青井部会長

その他、ございませんでしょうか。

渋谷委員

管理方針のところですが、鳥獣の繁殖時期における人の立入などの現場巡視を実施するとありますが、具体的には鳥獣保護管理員の方が一番影響があると考えられる時期に主に配置するというやり方と考えていいのですか。確認だけです。

事務局

野鳥の会の方にもそういった話はいただいております、鳥獣保護管理員の方をお願いしながら必要な時期に気をつけて下さいという呼びかけはしようと思っております。

青井部会長

その他、ございませんでしょうか。

それでは、概ね御意見が出尽くしたかと思しますので、採決に移りたいと思います。

「盛岡市小貝沢鳥獣保護区特別保護地区の指定について」は原案のとおり適当と認めてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

青井部会長

異議がないようですので、原案のとおり議決いたしました。

それでは、議事2つ目の「早池峰山鳥獣保護区特別保護地区の指定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

【資料1-2により説明】

青井部会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、御質問、御意見等がありましたならばお願いします。

鈴木委員

管理方針のところ「定期的な鳥獣の生息状況のモニタリング調査」とありますが、一般

的にこれはどのように行っているのですか。

事務局

シカ監視員が定期的にセンサーカメラ等を設置して状況を確認しておりますので、そういったものから生息状況等は把握していきたいと思っております。

鈴木委員

シカ監視員はシカの監視をしているのであって、その他の鳥獣について行われているモニタリング調査は報告を定期的にされるシステムになっているということですか。

事務局

そうです。

青井部会長

その他、ございませんでしょうか。

渋谷委員

農業関係の被害状況については7に記載がありますが、早池峰に関してはシカによる高山植物への被害が報告され始めている状況がある中で、鳥獣保護区特別保護地区として農作物以外の植物等に対して、どのように対応するのか、計画書に書き難いのかなという感じがすることと、全体としては数を抑えていくシカ管理計画との関係からすると、ここでは鳥獣を守っていく区域なので致し方ない可能性はあるのですが、高山植物としても核心部にあたる地域なので、この地域にシカが入って高山植物を食べて絶滅の危機が増していくという状況に対してどのように他の制度との整合を図っていくお考えなのか伺いたいです。

非常に難しいと思うのですが、制度的に農業被害が発生したら対策を講じると書いてありますが、高山植物が食べられて、生息域がそこだけだった場合、なくなってしまうという自体も考えられるので、調整がすごく難しい地域だと思いますが、現段階でどのようにお考えか確認したいです。

事務局

当課としてもハヤチネウスユキソウの調査等をして環境維持に配慮しながら進めていると

ころです。またシカの防護柵を設置するといったこともやり始めています。確かにお話のとおり、シカの防除に関する記載についても計画書の中に入れてもいいのではと担当としては思います。

渋谷委員

管理方針のところで「鳥獣の生息環境の保全するため、現状のままの保全を基本とする。」とありますが、手続き的には許可を受ければ、既に下のほうで設置しているシカの防護柵をこの地区にも設置するというようなことができるということでしょうか。

事務局

シカ柵については、特別保護地区ではなく鳥獣保護区には設置しているのですが、もしも特別保護地区に設置するとなった場合には許可は必要になってきます。

渋谷委員

そのときには弾力的に運用する必要があると思うのですが、「現状のままの保全を基本とする」と書かれていると厳しいのかなという気がしました。そのあたりの調整の考え方だと思います。原則という考え方なのか分かりませんが。鳥獣だけを見るのか、全体を見ていくのか、この法律は鳥獣保護が中心になるので、こういった書き方になるのかと思いますが、基本的な考えを確認しておきます。

事務局

捕獲についてはシカ監視員を雇用して調査とともに捕獲にも取り組んでもらっていますが、シカ監視員については特別保護地区でも捕獲ができるように手続きは取らせていただいているところですので、調査と合わせて捕獲も行っております。

渋谷委員

わかりました。それはシカ管理計画とかそちらの方との整合ですね。

青井部会長

今の件ですが、特別保護地区でシカの捕獲が許される状況ということであれば、シカの現状はこれからどんどん悪くなると思うので、捕獲についてかなり真剣に考えなければという

ことが次の10年で（問題が）起きてくると思います。その場合、やはり「現状のままの保全を基本とする」ということでは矛盾が生じるのではないかなと思いますので、ここにはもう一文、「ただし、シカが高山植生に影響をあたえる場合には対策を考える」とかがあってもいいのではと思いますがいかがでしょうか。

事務局

御指摘の主旨は、そのとおりと思うのですが、この地区に限らず特有の被害、シカ等による被害は農林業以外にも生じていることだと思われま。計画書の書き方については、横並び等もございますので、再指定は10年に一度、毎年何箇所かずつ指定していくようなかたちになっておりますので、その中で御指摘の表現について検討させていただければと思います。今回は項目の決め方の話にもなっておりまいますので、修正の部分は次回からというかたちで検討していただけないかと思いま。

青井部会長

その他、ございませんでしょうか。

中村委員

早池峰は特殊だということで、高山植物とか希少植物への被害の状況という項目を一つ起こしておく、展開が広がるかと思いまますので参考にして下さい。

青井部会長

高山植生については、ただし書きのようなものがあっていいのではないかということですね。

東委員

南アルプスとか尾瀬とか、既にシカの被害の進んでいるところで、鳥獣保護区の設定はどうなっているのかというのは参考になると思いまますので、先進地を参考にされたいかがかなと思いま。

事務局

視察には行きましたが、シカ柵の件での視察だったので鳥獣保護区については把握できて

いませんでした。そちらのほうも聞きながらやっていきたいと思います。

青井部会長

その他、ございませんでしょうか。

渋谷委員

横並びという話もありましたが、このような計画書は書き方が定型化していて、「現状のままの保全を基本とする」というのは、基本とするのだけれども、目的の中の「野生動植物」には植物も入って優れた環境を有しているということを鑑みて、ほかの植物等に影響がある場合にはしかるべき対策を講じますという意味合いが含まれていると考えてよろしいかという確認をしておきたいです。

直しにくいとすれば、少なくとも「基本」だけれども、何か起こりそうだとか起こったというときにはしかるべき対策はします、という解釈でよろしいでしょうか。

事務局

今回の指定が鳥獣保護区としての指定ですので、鳥獣の生息環境を守るため現状のままというかたちで書いておりますけれども、お話のとおり保全を基本とすることですので、保全を基本としながら必要な施策は打っていくと広く考えていただいてけっこうだと思います。鳥獣の保護を「基本」としながら、植物については必要な対策を行っていくと御理解いただければと思います。

青井部会長

よろしいですか。

その他、ございませんでしょうか。

鈴木委員

生息している主な鳥獣の鳥類で、「ミソザザイ」となっているものを「ミソサザイ」に直して下さい。

青井部会長

オコジョも「ホンド」がついたりつかなかったりなので、どちらかにしたほうがいいです。

その他、ございませんでしょうか。

それでは、概ね御意見が出尽くしたかと思えます。先ほど、現状のままの保全について意見が出ましたが一応広義の意味で捉えていただきたいということですので、その点も含めまして「早池峰山鳥獣保護区特別保護地区の指定について」は原案のとおり適当と認めてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

青井部会長

異議がないようですので、原案のとおり議決いたしました。

諮問事項は以上となりますが、具体的な答申の文面につきましては、当職に一任していただくことでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

青井部会長

ありがとうございます。

青井部会長

それでは、議事(2)「ツキノワグマの狩猟期間の延長等について」報告事項となりますが、事務局から説明をお願いします。

(2) ツキノワグマの狩猟期間の延長について（報告）

事務局

【資料2により説明】

青井部会長

ただいまの事務局からの報告について、御質問、御意見等がありましたならばお願いします。

渋谷委員

この件に関してはないのですが、今年のツキノワグマの出没状況等を教えていただきたい。

事務局

概ね去年並みの傾向で高水準と言えらるると思うのですが、去年並みの出没数にはなっておりませんが、人身被害は去年より少ない状況です。

青井部会長

その他、ございませんでしょうか。

中村委員

前回は意見が出ていた隣接県との狩猟期間の調整は出来ているということによろしいですか。

事務局

意見の聴取はしてきて、隣県の秋田県や青森県には狩猟期間の延長について意見を求めたところ、「意見はなし」との回答を受けています。

青井部会長

その他、ございませんでしょうか。

ないようですので、次の議事に移りたいと思います。

それでは、議事(3)「その他について」事務局で用意があれば説明をお願いします。

(3) その他（岩手県鳥獣保護センター整備基本構想）

事務局

【資料3により説明】

青井部会長

ただいま、事務局から説明がありました。御質問、御意見等がありましたらお願い

します。

東委員

端的にいうと今の滝沢市の場所を廃止して、盛岡市に動物愛護センターと同じ場所に新設するといったイメージですか。

事務局

イメージは移転整備という形になります。

東委員

場所はだいたい決まっているのですか。

事務局

今、愛護センターを動物公園の再整備計画の中に含めて検討していくということが進められておりますので、そこに鳥獣保護センターも入れるかどうかの検討を進めているところです。まさに検討途中でして、はっきり決定ということではございません。

東委員

動物公園もあつての岩山地区が候補地ですか。

事務局

そうです。

青井部会長

その他、ございませんでしょうか。

渋谷委員

二点あります。

一つは根本的な問題だと思うのですが、鳥獣保護センター整備の目的の中に「科学的で計画的な鳥獣保護管理の拠点施設としての機能強化」と書かれていますが、中身は、今までは野生動物の傷病鳥獣の収容とか野生復帰までというものと、教育という言葉が新たに加わっ

てきているということですが、肝心の鳥獣保護管理の拠点施設というのがどこかに行ってしまうていて、よくわからないと思います。本来であればシカ管理計画とかクマの管理計画などを担うのが基本なのかなと思います。今、環境保健研究センターで様々な野生動物の調査等をやられていますけれども、そちらとの関係とか、本来作るのであれば鳥獣保護管理の研究者がちゃんとして、そこで県内全体を野生動物がどうなっているかを含めた管理ができる拠点にしたほうがいいと思うのですが、それがどこかにいってしまっているという気がします。本則がどこかに行っているのではないかという気がします。

もう一点は、動物愛護センターと合体するというところで、利点もたくさんあるのだけれども、ペットと野生動物との関係で、野生動物は基本的に受け入れて死ぬまで管理しますと言っている中で、動物愛護センターの機能がどうなるのかは分からないが、引き取り手がなるときにどう処理するか、殺処分という方向がでるのであれば、真逆のことを同じところでやることになってしまう話になりますがどのように整合性をとるのか。

ペットを野生動物と同じ扱いにしていくというのであれば何の問題もないが、そのあたりの整合性がとれるのか心配です。方向としては、受け入れ先を見つけて、アニマルライツを守ってあげるのが野生でもペットでも同じだと思いますが、その整合がうまく取れないと、ちぐはぐなことになってしまう可能性があると思います。このあたりの機能の調整をどうされるつもりなのか、二点の大きな問題を現段階でどう思われているのか伺います。

事務局

まず、鳥獣保護管理の拠点というお話については、今現在、環境保健研究センターで研究者を置いての野生鳥獣の調査研究をやっています。鳥獣保護センターに職員を置いて一体的にするのかというのは難しいかもしれませんが、そこは同じ県の施設ですので連携をとりながら進める、一つの施設の中に研究施設も入れたほうが理想的かもしれませんが、そこが分離していることについては問題ないと思っております。

拠点というどうしても集約されているようなイメージになってしまいますが、そこについてはどのような形にしていくのかというのは、検討をこれから進めていくというところですね。

もう一点、愛護センターとの考え方の整合性ですが、一つの施設として一体的に進んでいく中でそれぞれの考え方が違う、動物の扱い方が違うというのは確かに大きな問題だと思います。ただ、現在動物愛護センターのほうも殺処分ゼロを目指すということで整備を進めているところです。動物の処分施設というかたちにならないように愛護センターも進めており

ますので、こちらの野生動物の終生飼養と愛護動物の殺処分とは相反するようにはならないように考えているところです。

青井部会長

渋谷委員の一番目の御意見に私も賛成でして、鳥獣保護管理の拠点としての機能があまりみられないのではないかという点は私も同感です。

例えば、シカのくくりわなが多くかけられているところで、クマやカモシカの錯誤捕獲が結構起きているのですが、それに対応する人が誰もいない中で結局、殺処分をされているという問題が起きています。そういった錯誤捕獲のときに、然るべき資格を持った人が行って麻酔するなり対応して放獣するということができるような施設や体制が必要です。このままいくとシカが増えてどんどん獲っている現在、錯誤捕獲が減るとは思えないのでますます殺処分される現状が続いていくのではと思います。県内の野生動物管理上の問題に対して、的確に対応できる拠点化の方向性がぜひ必要だと思しますので、検討して欲しいなと思います。

事務局

担うべき機能の三つ目として「鳥獣保護管理対策の協力等」とありますが、実際に対策を行うのは地域ごとの振興局等が担っていくところが多いとは思いますが、もちろん錯誤捕獲対策等の具体的な業務内容につきましては、これからどういった機能を持たせていくかということの議論になりますので、そのときに今の御意見を含めて検討させていただきたいと思えます。

青井部会長

ぜひお願いしたいと思えます。

事務局

補足ですが、（概要版の）表現についてですが、（資料3の）5ページで、国の指針における鳥獣保護センターについて、「科学的、計画的な鳥獣保護及び管理の総合的な拠点として位置付ける」ことが望ましいと記載しておりますが、県の鳥獣保護センターについては、一番下に「今後センターが目指す生物多様性の保全に貢献する野生鳥獣の保護管理施設として、また、野生鳥獣と共生していく社会の実現のための拠点施設として」と記載してあります。概要の表現上、国の引用をしたのですが、県の鳥獣保護センターがすべての拠点施設に

なるような表現になっているために、本文にあった記載がどこかに行ってしまったのではないかとみえるのだと思われます。今後は進めるにあたって、このあたりを分かり易い表現にしていかなければいけないことと、本県におきましては御指摘のとおり、環境保健研究センターと鳥獣保護センターの救護のところと行政がトライアングルのような形で全体を進めておりますので、新たな施設が全ての拠点施設になっていくのは今のところ考えにくいところですが、こういったことを評価しながら、先ほど担当が申し上げたような検討を今後進めていくと考えていただければと思います。

青井部会長

その他、ございませんでしょうか。

鈴木委員

二つあります。一つは今までの御意見にもあった人員の話です。この基本構想の中では人材配置のことにまったく触れていません。現状は非常勤の獣医師が2人、期限付臨時職員が1人で、現状でも全く不十分な状態に残念ながらあると考えています。さらにここに施設の整備をしながら機能を強化していくと、連携は強めるとありますが、機能を強化するのであれば設備の整備だけではなく、やはり人員配置を増強していく必要があるだろうと第三者的には誰もが思うと思います。常勤の方がいない状態で、はたして教育施設が運営できるのか、あるいは保護管理施設、感染隔離施設が管理できるのか、非常に疑問に思うところです。おそらく今の時点では人員配置については書けないので入っていないのだと思うのですが、概要版をみますと、むしろ書かれているのが人件費や維持管理費の縮減のほうで、非常に不安を覚えるところです。先ほどの御意見にもありましたとおり、拠点施設の一つとして担うべき人材の配置が必要だろうと言わざるを得ません。ぜひ、そのところを御検討いただきたいと思います。これは意見として申し上げておきます。

もう一つは質問なのですが、先ほどの説明の中で、愛護思想から生物多様性保全へとバックグラウンドの思想が変わってきたと、1頭1羽の傷病鳥獣の救護ではなく、むしろ多様性保全にシフトしていきたいと聞こえたのですが、それは野生傷病鳥獣の救護を、例えばやり方を見直して、今まででケアしていたものをやめるとか、力点をずらすようなものと捉えていいのでしょうか。種ごとに対応を決めて、イヌワシのような希少種であれば今までのように救護するけれども、そうでない種についてはやり方を変えるというふうを考えてよろしいでしょうか。

事務局

ケアの方向性が変わるのかというところですが、今でもある程度の数が有害駆除されているような鳥獣に関しては救護対象外種として救護はしないという扱いをしている部分もありますが、これを今後広げていくかというところ、傷病救護鳥獣から得られるデータというのかなり大切なデータと感じておりますので、今後新しく整備された施設で、希少種以外は救護しないとか、そのような極端なことになることはまずないと考えておりますし、今現在でも大分そのあたりは整理しておりますので、今と大きく救護の仕方が変わるということはないと思います。データを活用していきたいというところはあります。

鈴木委員

説明が誤解されるのではないかと思いますのですが、思想がシフトしてきたことで目指すべき姿が変わるのはいいとして、実際行っていることがどのように変わるのかというところが曖昧かなと感じました。

事務局

人員体制に関してはお見込のとおりで、県の定数等において調整を図っていかねばならないので、はっきり増員しますというような書き方ができないのはそのとおりです。経費の節減はあくまでもトータルでのことで、動物愛護センター等との一体的整備という観点でそれぞれ単独で整備していくよりは節減を図りながら機能の充実、あるいは体制の充実を考えていきたいというニュアンスです。そのあたりを含めて対応については検討していくということで御理解いただければと思います。

渋谷委員

しつこいかもしれませんが、鳥獣保護センターが担うべき機能について概要版だけみても「傷病鳥獣の救護のみにとどまらず、以下、総合的な拠点として次の機能を担います」と書いてあって、「科学的、計画的な鳥獣の保護、管理の拠点としての機能」に加わるのが、「教育」と「対策への協力」しかないのはやはり片手落ちではないかと思います。先ほど環境保健研究センターで研究等をやっているとのことでしたが、こういう機能があるという、あるべき姿が先にあって、この部分は環境保健研究センターで担っているので引き続きそちらでやるというのならそれでいいと思うのですが、あるべき姿がきちんと書かれていないので、何

をするのか、この二つしか加わっていないのではないか、ということに今の書き方であればなりかねないのではないかと思います。「科学的、計画的な鳥獣の保護管理の総合的な拠点としての機能」は2番と3番しかないというのはやはりおかしいという気がします。本来の担うべき機能が柱としてあって、環境保健研究センターの機能の一部としてやるのではなく、ここできちんとやるべきだと思います。研究者を移してでもやるくらいのことならば形になるのではないかと思います。そこまでは難しいかもしれませんが、仮に動かさないのであれば環境研がその機能をはたして連携をしますと、そういう書き方をしなければ県民に説明できないのではないかという気がします。書いてあることと中身との整合が取れていないと思います。

青井部会長

その他、ございませんでしょうか。

中村委員

今までのお話とがらりと変わりますが、正直に言って傷病鳥獣の救護が鳥獣保護センターへの多くの期待です。その中で海をはじめとする油汚染に対する救護には、かつてはいろいろな取組があり、その危険が去ったわけではない中で、鳥獣保護センターの担うべき一つの柱の危機管理対応の仕組みとか、対応についての方向性は、きちんと持ってほしいと思います。タンカー汚染だとか油汚染、水鳥がかなりやられたケースがあってそれに対する救護も対象になると思います。そういうときには鳥獣保護センターが立ち上がるのだという県民の期待が率直にあると思うので、新しい鳥獣保護センターは今までとは違って、やりますよというところを見せてほしい。キジの養殖からその後傷病鳥獣の救護、今度はこういうふうになりますというところをぜひやってほしいと思います。それと拠点ということでは情報の拠点も担った体制に見えるようにした方がいいと思いました。

鷹嘴委員

基本的なことですが、新しい鳥獣保護センターはすべての施設が移転ですか。

事務局

基本的にはそのように考えております。

鷹嘴委員

4ページの施設配置図には平成23年度に整備された新しい施設もありますが、ほとんどが昭和40年度であり、これから先、本来的には全部建物の補修ができればいいのかもしれませんが、更新するにしてもあまりにも数が多すぎて、旧耐震の建物ばかりだと思います。ましてやここで普及啓発活動とかは建物が危険すぎて外部の方を入れることができない危険な状態なのではないかと思います。これを建て替えするにしても膨大な費用が予想されるので、そのことを考えると他の関連施設と連携するのも致し方ないことなのかなと建築的には思います。

事務局

そのとおりでして、現在、研修等に使っている施設も昭和40年度の施設ですので、一度に大人数を入れて目の届かないところに行かれてしまうと危険があります。岩手大学の獣医学生を受け入れておりますが、基本的には1クラスの30人程度で一人ずつグループに付いてというようなかたちでやっておりまして、大人数の受け入れができないような状況です。全ての施設を移転するとはいっても、今現在収容数自体が100頭羽前後になっておりまして、その中で施設を全部活用しているかということ実は使われていない施設もいくつかありますので、移転させる際にはある程度集約させたようなかたちにしたいとは考えているところです。

青井部会長

その他、ございませんでしょうか。

東委員

現在の鳥獣保護センターが老朽化していて5ページに書いてあるような設備の問題、感染症対策であったり来場者の受け入れだったり、そういったことを私も常々感じていて、すごくいい場所なのに充分活用されていないなというのがあったので、今回の見直しは県として前向きな取組みとして私は評価できる、良かったと思います。今までの意見は、せっかく新しく整備するのなら、という更に良くしようという意見だったと思います。1つ聞きたいのは、だいだいの概算予算というか2021年の整備に対してどのくらいの予算を県は考えているのかということなんです。

あとは概要版の施設規模と付帯設備のところですが、行政機関の施設なのでお金を取ることはあまり考えていないと思いますが、終生飼養しているクマタカやハクチョウがいますよ

ね。今の滝沢の施設もすごく環境がよくて、夏の間にはクマやウサギが森の中の池で泳いでいる姿というのはまず日本では見られないので、あそこにカフェがあったならすごくいいと私は思っています。県民に開かれた場所にするというコンセプトもあるので、終生飼養している動物を眺めながらお茶をしたりするような場所があってもいいのかなと思います。それから事務局のお話のとおり、すべての動物を保護するというわけにはいかないのですが、例えばシカやイノシシが交通事故で運ばれてくることもあるかと思うのですが、そのようなものを肉としては食べられないのかもしれませんが、解体ショーなどで野生動物を解体する方法や皮や爪の利用法など、イベントのようなことを定期的に行うとかの野生動物をいかすような活用。行政施設なのだけでも民間の考え方を取り入れるような、たぶんすごく赤字になる施設になる可能性があるのでは動物園でも水族館でも来場者に来てもらってV字回復するような、旭山動物園のようなところもあるので、企業のノウハウを取り入れるような取り組みにして開かれた場所にしてもらいたいと思います。

青井部会長

かなり建設的な意見も出されたと思いますので、ぜひこういう意見を次の検討会議にお伝えいただいて反映させてもらえればと思います。

事務局

規模感の話は基本構想を示したという段階ですので、当然内部等で調整を図りながらの一体的な整備でどういう規模感で行っていくのかは内部で検討している段階です。この場で具体的な数字、金額をお示しできかねる状態だと御理解いただきたいと思います。

東委員

これは県の単独事業なのですか。県と市が関わるけれども国から生物多様性に関する補助金等が出るのですか。

事務局

現段階でこちらが把握している中では国庫補助事業はありませんが、それ以外で使えるものがないかは当然確認していかなければならないと考えております。もしそれらがなかった場合には県の単独事業ということも有り得ると思います。まだ財源面も含めて検討させていただいている段階ですし、民間活力を導入するという部分は動物愛護センターとともに岩山

エリアの再生計画の中で、市で委託している㈱オガールを含め、アイデア出しをしていただいている段階だと認識しておりますので、もしそういった関連で一体的になるとなれば、皆さんに観ていただける、集まっていたいただけるような施設になっていけるかを引き続き検討していきたいと考えております。

青井部会長

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。

議事の円滑な進行に御協力を頂き、ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しします。